

# 中島村除染実施計画

《第3版》

平成28年3月

中島村

## 改正の履歴

年月日	内容	備考
平成 23 年 12 月 26 日	『中島村除染計画(第 1 版)』の策定	国の「緊急実施基本方針」に基づき中島村除染計画を策定する。
平成 24 年 7 月 13 日	『中島村除染実施計画(第 2 版)』の策定	国の「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」)に基づき中島村除染実施計画を策定する。
平成 28 年 3 月 14 日	『中島村除染実施計画(第 3 版)』の策定	除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬・保管・処分に関する事項を定めるため中島村除染実施計画を策定する。

※本除染実施計画は、「特措法」や新技術の導入による見直しなど適宜改正を行います。

## 目次

---

---

1.	はじめに	2
2.	村内における放射線量等の分布	2
3.	除染の方針	2
(1)	基本方針	2
(2)	目標	3
(3)	計画期間	3
(4)	除染実施区域	3
(5)	除染の実施者	3
(6)	優先順位	3・4
4.	除染の実施	4
(1)	除染方法	4・5
(2)	除染のスケジュール	6
5.	除去土壌等の処理	6
(1)	除去土壌等の処理方針	6
(2)	仮置場の構造及び所在地	6・7
(3)	仮置場ができるまでの措置	7
(4)	除去土壌等の処理	7
(5)	除去土壌等の運搬に係る措置	7
(6)	除去土壌等の記録・保存	7
(7)	除去土壌等の処分	7
6.	その他	8

---

---

## 1. はじめに

中島村は福島県の中通り地方の南に位置し、面積は 18.91km<sup>2</sup>である。南北に主要地方道棚倉矢吹線、東西に県道母畑白河線、県道泉崎石川線がある。標高は、260～300m と比較的平坦な地形で、村の南から北へ阿武隈川が村を包むように流れています。

しかし、この度の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の影響を受け、村は平成 23 年 7 月から村内 25 地点の村放射線モニタリング調査を実施、一部地区においては 0.4  $\mu$  Sv/h を超え、個人が実施したモニタリング調査でも 0.4  $\mu$  Sv/h を超える地点が確認され、1 年間の村民の外部被ばく線量は 1mSv/年を超える地点が多く存在すると考えられます。

中島村では子どもから高齢者まで安心・安全に暮らせる「中島村」を取り戻すため、各専門機関の指導、福島県除染対策課等のアドバイスを受け本除染実施計画を策定しました。

## 2. 村内における放射線量等の分布

中通りの南に位置する本村は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の土壌への沈着が主要な汚染となっています。

村内全域において、事故当初は放射性ヨウ素の汚染が大きな割合を占めていましたが、現在は放射性セシウムが主要な汚染原因となっています。

村内の空間線量率について、平成 24 年 2 月に実施した村環境放射線モニタリング調査(別紙 1・2)の結果によると、次のとおりとなっています。

地区	平均空間線量率
松崎地区	0.26 $\mu$ Sv/h
滑津地区	0.29 $\mu$ Sv/h
二子塚地区	0.34 $\mu$ Sv/h
川原田地区	0.40 $\mu$ Sv/h
吉岡地区	0.38 $\mu$ Sv/h

測定日:平成 24 年 2 月 22 日、測定高さ:地上 1m

測定機器:エネルギー補償型  $\gamma$  線用シンチレーションサーベイメータ(日立アロカメディカル社製)

## 3. 除染の方針

### (1) 基本方針

中島村は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を排除するため、村内全域を除染します。

除染は村が主体となり全力で取り組みますが、行政だけでは村内全域の迅速な除染が困難なことから、空間線量率が低い場所は、状況等を鑑み、村民、ボランティア等へ協力をお願いすることとします。

(2) 目標

- ① 長期的に追加被ばく線量を年間1mSv 以下にすることを目標とします。
- ② 平成 24 年度から今後 2 年間で重点期間として、村民の日常生活環境における空間線量率を  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  に近づけることを目指します。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 23 年 8 月から平成 28 年度までとし、重点期間を平成 24 年度から最初の 2 年とします。

(4) 除染実施区域

村環境放射線モニタリング調査の結果から除染実施区域を村内全域とします。

追加被ばく線量が年間 1mSv(空間線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ) 以上の地域	松崎地区
	滑津地区
	二子塚地区
	川原田地区
	吉岡地区

(5) 除染の実施者

村が除染を行います、村のみで除染を行うには相当の期間を要することから、村民の皆様に除染の協力をお願いします。

国・県の管理する土地における除染については、国・県が実施します。なお、法 35 条第 3 項の合意により、実施者を変更することがあります。

(6) 優先順位

① 優先地域

除染は、村環境放射線モニタリング調査の結果から次の優先順位に従い実施します。

なお、周囲より空間線量率が高い場所については、優先順位にかかわらず随時実施します。

順位	地区	空間線量率
1	二子塚、川原田、吉岡地区	$0.25 \sim 0.50 \mu\text{Sv/h}$
2	滑津、松崎地区	$0.18 \sim 0.33 \mu\text{Sv/h}$

## ② 優先対象

村民の生活空間を優先して除染を行います。放射線の影響を受けやすい子ども・妊婦の生活空間(幼稚園、学校等施設、公共施設等)を考慮し優先順位を次のように定め、効果的で効率的な除染を行います。

順位	除染対象	詳細
1	幼稚園、学校等、それに付随する道路	幼稚園、保育所、小・中学校、その他同等の施設、通学路、側溝
2	公園	公園
	公共施設等	公民館、集会所、その他同等の施設
	住宅・宅地、それに付随する道路	住宅・宅地、生活道路、側溝
3	商業施設・工場等	店舗、工場、その他同等の施設
	その他の道路	県道、村道、農道
	農地、牧草地、森林(生活圏)	農地、牧草地、森林(生活圏)
4	森林(その他)	森林(その他)※

※森林(その他)の除染の実施については、今後示される国等の方針を踏まえ実施します。

## 4. 除染の実施

### (1) 除染方法

除染は、原則として「除染関係ガイドライン」(環境省)に示す方法により除染を行います。除染方法の例は次のとおりです。なお、除染にあたっては、屋根の高圧洗浄、庭土の表土除去、表土削り取り、水による土壌攪拌・除去など、除染実施区域の空間線量率に応じて、適切な除染方法を選択して除染を実施します。

除染対象		除染項目	除染方法 (下記から必要な措置を選択します。)
生活圏	公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの	建屋の洗浄	屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
		アスファルト等の除染	ブラシ洗浄、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		表土除去及び客土	庭等における表土等の除去
		表土除去及び現場保管	客土、圧密による原状回復 庭等における表土等の上下層の入替え、除去等 現場保管の際の残土による原状回復
	草木除去	枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 枝葉の除去、除草	
	上記以外の公共施設、商業施設、工場、集合住宅	建屋の洗浄	屋上、壁面の清掃、拭き取り 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
		アスファルト等の除染	側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
草木除去		枝葉の剪定、落葉の除去、除草	

	戸建て住宅	家屋の除染	壁面等の清掃、拭き取り 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等
		コンクリート等の除染	側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		草木除去	枝葉の剪定 落葉の除去、除草
	道路	路面洗浄等	散水車及び清掃車によるブラッシング 手作業によるブラシ洗浄 歩道洗浄、除草
		側溝等の清掃	泥等の掻き出し、除草、ブラシ洗浄
		法面の除草	除草
農地（以下に掲げるものを除く）	反転耕・深耕	深耕プラウ等による鋤込み 土面の踏圧、砕土、均平化	
	農地への措置	肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布	
	除草等	畦畔・農道の除草 水路の清掃、汚泥の除去	
農地（永年性作物が栽培されている農地に限る）	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	樹皮の洗浄 枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去	
	除草等	除草 水路の清掃、汚泥の除去	
牧草地	反転耕・深耕	深耕プラウ等による鋤込み 土面の踏圧、砕土、均平化	
	牧草地への措置	肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種	
	除草等	畦畔・農道の除草 水路の清掃、汚泥の除去	
森林（生活圏）	枝打ち・落葉除去等	枝葉の剪定、枝打ち 落葉の除去、除草	
上記以外の森林	今後、国から示される方針に基づき対応します。		

※「表土除去及び客土」、「表土除去及び現場保管」はいずれか一つを選択します。

※「除染関係ガイドライン」で示された除染方法以外の除染については、事前に国と協議の上実施を検討します。

※ボランティア等による除染の申し出があった場合には、村所有の放射線測定機器、除染用具を貸し出しします。また、村独自の事業として実施します。

## (2) 除染のスケジュール

除染対象ごとの除染スケジュールは次のとおりです。

除染対象	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
幼稚園・学校等それに付随する道路・公園・公共施設等、住宅・宅地、それに付随する道路	松崎、滑津、二子塚、川原田、吉岡地区を実施					経過を観察し、追加の除染が必要な場合は適宜対応を行います。
商業施設・工場等、その他の道路、農地、牧草地、森林（生活圏）	松崎、滑津、二子塚、川原田、吉岡地区を実施					

## 5. 除去土壌等の処理

### (1) 除去土壌等の処理方針

除去土壌等については、村が設置する仮置場に運搬・保管します。

保管期間は、国が福島県内に設置する中間貯蔵施設へ搬出するまでの期間とします。

### (2) 仮置場の構造及び所在地

仮置場は、二次汚染を起こさないよう、次の措置を講じます。

#### a 地上保管する場合

- ① 汚水が地下に浸透しないよう遮水シートなどを敷設します。
- ② 除去土壌等はフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シートなどの上に配置します。
- ③ 雨水浸入防止のため遮水シートなどで覆います。
- ④ 除去土壌等が有機物を多量に含む場合には、ガスの蓄積を防止できる構造とします。
- ⑤ 遮蔽用の土もしくは土のうで適切に覆います。
- ⑥ 仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果については速やかに公表します。
- ⑦ 仮置場に不用意に近づかないよう囲いを設け、注意標識を設置します。

#### b 地下保管する場合(半地下・地下)

- ① 帯水層に達しないよう注意し、除去土壌等を仮置きするための穴を設けます。
- ② 汚水が地下に浸透しないよう穴の底面及び側面に遮水シートなどを敷設します。
- ③ 除去土壌等はフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シートなどの上に配置します。
- ④ 雨水浸入防止のため遮水シートなどで覆います。
- ⑤ 除去土壌等が有機物を多量に含む場合には、ガスの蓄積を防止できる構造とします。
- ⑥ 遮蔽用の土もしくは土のうで適切に覆います。



- ⑦ 仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週 1 回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月 1 回以上測定し、結果については速やかに公表します。
- ⑧ 仮置場に不用意に近づかないよう囲いを設け、注意標識を設置します。

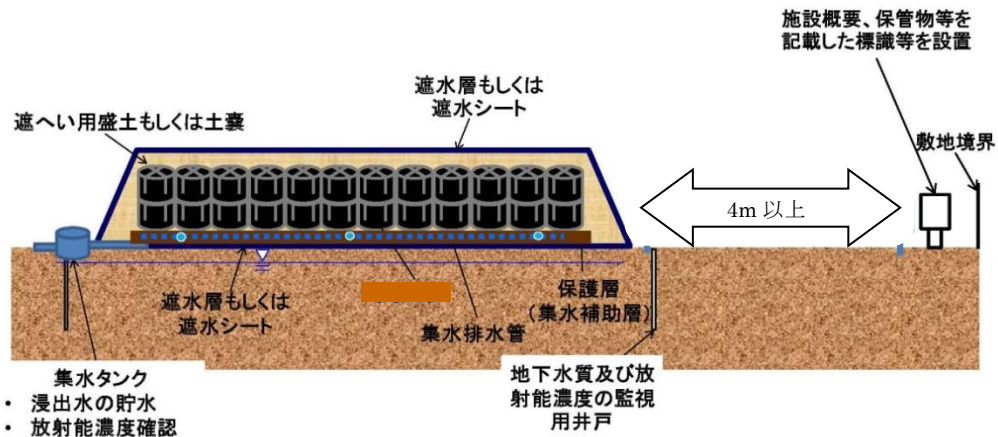


図 地上保管する場合のイメージ

仮置場は次の場所に設置することとします。

名 称: 中島村仮置場  
 設置所在地: 中島村大字滑津字外出地内

- (3) 仮置場ができるまでの措置  
敷地内、各地区の集会所などに一時保管します。
- (4) 除去土壌等の処理  
仮置場ができた後は、村が速やかに除去土壌等を収集し、村の仮置場に保管します。
- (5) 除去土壌等の運搬に係る措置  
放射性物質の飛散防止のため、雨水等の浸入や漏れ出しがない容器に入れ運搬します。  
また、除去土壌等を積込む時にはできるだけ運搬車の表面に除去土壌等が付着しないよう心がけます。
- (6) 除去土壌等の記録・保存  
空間線量率や地下水の放射能濃度の測定結果、保管中の除去土壌等の量(土のう袋等の数)、収集者や保管者の氏名や住所を記録します。  
これらの記録を、環境省令で定められる期間、保存します。
- (7) 除去土壌等の処分
  - ① 仮置場にて保管している除去土壌等の中間貯蔵施設への運搬については、国が実施します。  
中間貯蔵施設までの運搬は、環境省が策定する輸送実施計画を踏まえて行います。
  - ② 除去土壌等の中間貯蔵施設での保管及びその後の処分は、国が実施します。

## 6. その他

本除染実施計画は、「特措法」における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発や、国や県の合わせた見直しや新技術の導入による見直しなど適宜改正を行います。

また、本除染実施計画の効率的かつ円滑な実施のため、関係者による協議会の設置を検討します。

さらに、本除染実施計画により除染を行った地域及び施設については、除染後も継続的にモニタリングを実施します。

なお、除去土壌等の除染等の措置を実施する際、除去土壌等の発生抑制に配慮し、住民等が除去土壌等の除染等の措置を行う場合にあつては、作業方法や留意事項を周知します。